

議案第136号

安曇野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人番号の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 実施機関 安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第2条第3号に規定する実施機関をいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、実施機関が次項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

2 市の実施機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、実施機関が法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、他の実施機関に対し、当該他の実施機関が保有する同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

平成27年11月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第137号

安曇野市職員定数条例の一部を改正する条例

安曇野市職員定数条例（平成17年安曇野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「水道事業」を「水道事業及び下水道事業」に改める。

第2条第1号中「638人」を「626人」に改め、同条第8号中「水道事業」を「水道事業及び下水道事業」に、「23人」を「35人」に、「7人」を「4人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年11月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第138号

安曇野市組織条例の一部を改正する条例

安曇野市組織条例（平成17年安曇野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条第10号を削る。

第2条第1号中コをサとし、ケをコとし、クの次に次のように加える。

ケ 契約に関すること。

第2条第3号ウ中「及び契約」を削り、同条第10号を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年11月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第139号

安曇野市特別会計条例の一部を改正する条例

安曇野市特別会計条例（平成17年安曇野市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号及び第4号を削り、第5号を第2号とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年11月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第140号

安曇野市税条例の一部を改正する条例

安曇野市税条例（平成17年安曇野市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「市税に関する条例等」を「この条例又はこの条例に基づく規則」に、「同条例」を「安曇野市行政手続条例」に改め、同条第2項中「34条」を「第34条」に改める。

第23条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

第33条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第34条の4の2第1項中「等の額」の次に「（法人法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）。以下この条において同じ。）」を加える。

第36条の2第8項中「等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第36条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第51条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

（1） 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

第56条中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第71条第2項第1号、第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第89条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出

する者の同項に規定する個人番号とする。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第90条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)」に改める。

第139条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第149条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条、第34条の4の2及び第56条の改正規定並びに次条第6項の規定 公布の日

(2) 第23条第2項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第16条の2の改正規定並びに次条第5項並びに附則第4条の規定 平成28年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の安曇野市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第51条第2項第1号の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第 23 条第 2 項の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 6 新条例第 34 条の 2 の 2 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 27 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 63 条の 2 第 1 項第 1 号、第 63 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号、第 71 条第 2 項第 1 号、第 74 条第 1 項第 1 号並びに第 74 条の 2 第 1 項第 1 号並びに附則第 10 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号及び第 9 項第 1 号並びに第 22 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第 63 条の 2 第 1 項並びに第 63 条の 3 第 1 項及び第 2 項並びに附則第 22 条第 3 項に規定する申出書、新条例第 71 条第 2 項に規定する申請書又は新条例第 74 条第 1 項及び第 74 条の 2 第 1 項並びに附則第 10 条の 3 各項及び第 22 条第 1 項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した改正前の安曇野市税条例（以下「旧条例」という。）第 63 条の 2 第 1 項並びに第 63 条の 3 第 1 項及び第 2 項並びに附則第 22 条第 3 項に規定する申出書、旧条例第 71 条第 2 項に規定する申請書又は旧条例第 74 条第 1 項及び第 74 条の 2 第 1 項並びに附則第 10 条の 3 各項及び第 22 条第 1 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第 16 条の 2 に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ 3 級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第 95 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 2,925 円
- (2) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 3,355 円
- (3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 4,000 円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第 98 条第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 98 条第 1 項	施行規則第 34 号の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 38 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成 27 年改正前の地方税法施行規則」という。）第 48 号の 5 様式
第 98 条第 2 項	施行規則第 34 号の 2 の 2 様式	平成 27 年改正前の地方税法施行規則第 48 号の 6 様式
第 98 条第 3 項	施行規則第 34 号の 2 の 6 様式	平成 27 年改正前の地方税法施行規則第 48 号の 9 様式
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式 又は第 34 号の 2 の 2 様式	平成 27 年改正前の地方税法施行規則第 48 号の 5 様式又は第 48 号の 6 様式

4 平成 28 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第 469 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第 92 条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第 52 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売渡ししたものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準

は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号。以下「平成 27 年改正法」という。）第 20 条第 4 項に規定する申告書を平成 28 年 5 月 2 日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 28 年 9 月 30 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第 4 項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第 19 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 19 条	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項	市税条例の一部を改正する条例（平成 27 年安曇野市条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 27 年改正条例」という。）附則第 6 条第 6 項
第 19 条第 2 号	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 6 条第 5 項
第 19 条第 3 号	第 48 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。）、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 27 年改正条例附則第 6 条第 6 項の納期限
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	平成 27 年改正法附則第 20 条第 4 項の規定
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 6 条第 6 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 6 条第 5 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 6 条第 6 項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小

売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ 3 級品のうち、第 4 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第 99 条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ 3 級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第 98 条第 1 項から第 3 項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ 3 級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

- 9 平成 29 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 8 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

- 10 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 9 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 29 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 29 年 10 月 2 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の	第 9 項の
	同項から前項まで	第 5 項、前項及び第 9 項
第 7 項の表第 19 条の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 10 項において準用する同条第 6 項

第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2第1項の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

- 11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

- 12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日

第 7 項の表以外の部分	第 4 項の 同項から前項まで	第 11 項の 第 5 項、前項及び第 11 項
第 7 項の表第 19 条の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 19 条第 2 号の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 12 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 19 条第 3 号の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 98 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 12 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 98 条第 5 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 100 条の 2 第 1 項の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 12 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 101 条第 2 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 11 項

- 13 平成 31 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 12 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 1,262 円とする。

- 14 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 13 項
-------	----	--------

	附則第 20 条第 4 項	附則第20条第14項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 31 年 4 月 30 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 31 年 9 月 30 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の	第 13 項の
	同項から前項	第 5 項、前項及び第 13 項
第 7 項の表第 19 条の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 19 条第 2 号の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 14 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 19 条第 3 号の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 98 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 98 条第 5 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 100 条の 2 第 1 項の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 14 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 101 条第 2 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 13 項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第 5 条 新条例第 139 条の 3 第 2 項第 1 号の規定は、平成 28 年 1 月 1 日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第 139 条の 3 第 2 項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第 6 条 新条例第 149 条第 1 号の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第 149 条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第 149 条の規定による申告については、なお従前の例による。

平成 27 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第141号

安曇野市手数料条例の一部を改正する条例

安曇野市手数料条例（平成17年安曇野市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表第8項中

「

住民票に関する証明手数料	1通につき	300円
住民基本台帳カード交付手数料	1件につき	500円

」を

「

住民票に関する証明手数料	1通につき	300円
--------------	-------	------

」に

改め、同表第9項を次のように改める。

9 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区分	金額
法第7条の規定に基づく通知カードの再交付	1件につき 500円
法第17条の規定に基づく個人番号カードの再交付	1件につき 800円

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

平成27年11月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第142号

安曇野市明科農産物直売加工施設条例の一部を改正する条例

安曇野市明科農産物直売加工施設条例（平成17年安曇野市条例第161号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

安曇野市明科農産物加工交流施設の設置及び管理に関する条例

第1条中「や加工資源等を活用した多様な農業展開を図るため、安曇野市明科農産物直売加工施設」を「の加工及び地域の食文化の伝承事業を行うことにより、交流、情報交換等の活動の推進を図り、もって中山間地域の農業を活性化するため、安曇野市明科農産物加工交流施設」に、「直売加工施設」を「加工交流施設」に改める。

第2条の表以外の部分中「直売加工施設」を「加工交流施設」に改め、同条の表中「安曇野市明科農産物直売加工施設」を「安曇野市明科農産物加工交流施設」に改める。

第3条中「直売加工施設」を「加工交流施設」に改める。

第4条第2号中「直売加工施設」を「加工交流施設」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「直売加工施設」を「加工交流施設」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

（1）加工交流施設の利用の許可に関する業務

第8条を第11条とする。

第7条中「直売加工施設」を「加工交流施設」に改め、同条を第10条とする。

第6条第1項中「直売加工施設」を「加工交流施設」に、「者」を「もの」に改め、同条第2項中「料金は」の次に「、別表に掲げる額の範囲内において」を加え、同条第3項中「料金」の次に「の全部又は一部」を加え、同条を第9条とする。

第5条の見出し中「直売加工施設」を「加工交流施設」に改め、同条第1項中「直売加工施設」を「加工交流施設」に改め、「（以下「事業収入」という。）」を削り、同条第2項を削り、同条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。

（開館時間及び休館日）

第5条 加工交流施設の開館時間は、午前8時から午後5時までとする。

2 加工交流施設の休館日は、1月1日から同月3日までの日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、加工交流施設の開館時間又は休館日を変更することができる。

（利用者）

第6条 加工交流施設を利用できるものは、市内に住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所）を有するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（利用の許可）

第7条 加工交流施設の施設を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 加工交流施設の施設の管理上支障があると認められるとき。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第9条関係）

区分		単位	利用料金	備考
洗浄	大豆	13キログラム	500円	
	米	1キログラム	50円	
加工	みそ	13キログラム	5,300円	こうじ菌代を含む。
	こうじ	1キログラム	300円	こうじ菌代を含む。
	みそ炊きのみ	1キログラム	300円	
	豆腐	1キログラム	700円	にがり代を含む。
	ジャム	1キログラム	400円	
	ケチャップ	1キログラム	400円	
	果実ジュース	1本	300円	1.8リットル瓶
		1本	200円	1リットル瓶
	まんじゅう	1セイロ	1,800円	
	おこわ	1セイロ	700円	
	のし餅	1臼	800円	
	お供え餅	1臼	600円	
	屋根餅	1臼	600円	
	こんにゃく	1工程	1,800円	
	その他	半日	800円	
製粉	米粉	1キログラム	100円	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の安曇野市明科農産物加工交流施設の設置及び管理に関する条例に基づく指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

平成27年11月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第143号

安曇野市下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 市民の生活環境の向上及び公共用水域の水質の保全を図るため、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業並びに特定地域生活排水処理事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

(地方公営企業法の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の計画処理区域面積、計画処理人口及び計画1日最大汚水量（特定地域生活排水処理事業にあつては処理能力。別表において同じ。）は、別表に定めるとおりとする。

(組織)

第4条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定により、下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定により、下水道事業の管理者の権限を行う市長に属する事務を処理するため、上下水道部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつてはその適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が700万円以上のもの及

び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る金額が 50 万円以上のものとする。
(業務状況説明書類の作成)

第 8 条 市長は、下水道事業に関し、法第 40 条の 2 第 1 項の規定により、毎事業年度 4 月 1 日から 9 月 30 日までの業務の状況を説明する書類を 11 月 30 日までに、10 月 1 日から 3 月 31 日までの業務の状況を説明する書類を 5 月 31 日までに作成しなければならない。

2 前項の業務状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11 月 30 日までに作成する書類には前事業年度の決算の状況を、5 月 31 日までに作成する書類には同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概要

(2) 経理の状況

(3) 前 2 号に掲げるもののほか下水道事業の経営状況を明らかにするため、市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により第 1 項の期日までに業務の状況を説明する書類を作成できなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを行しなければならない。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

区分	計画処理 区域面積 (ヘクタール)	計画処理 人口 (人)	計画 1 日 最大汚水量 (立方メートル)
公共下水道事業	3, 124. 7	78, 500	34, 442
特定環境保全公共下水道事業	567. 9	9, 570	4, 383
農業集落排水事業	91. 3	4, 780	1, 564
特定地域生活排水処理事業	1. 5	92	34

平成 27 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第144号

安曇野市生活排水処理施設等条例の一部を改正する条例

安曇野市生活排水処理施設等条例（平成17年安曇野市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項ただし書中「所有者が」の次に「公営企業管理規程の定めるところにより、」を加え、同項後段を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年11月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第145号

安曇野市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

安曇野市農業集落排水施設条例（平成17年安曇野市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「規則」を「公営企業管理規程（以下「規程」という。）」に改める。

第6条第2号及び第4号並びに第11条第1項中「規則」を「規程」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年11月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第146号

安曇野市公共下水道条例の一部を改正する条例

安曇野市公共下水道条例（平成17年安曇野市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「規則」を「公営企業管理規程（以下「規程」という。）」に改める。

第6条第2号及び第4号、第7条、第8条第1項、第10条第1項第2号、第17条第4項、第18条、第19条、第21条第1項、第26条、第27条並びに第39条中「規則」を「規程」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年11月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第147号

安曇野市公共下水道建設基金条例を廃止する条例

安曇野市公共下水道建設基金条例（平成 17 年安曇野市条例第 73 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第148号

安曇野市農業集落排水事業建設基金条例を廃止する条例

安曇野市農業集落排水事業建設基金条例（平成 17 年安曇野市条例第 74 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成27年11月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第149号

安曇野市中間教室設置条例の一部を改正する条例

安曇野市中間教室設置条例（平成17年安曇野市条例第223号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

安曇野市教育支援センター条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、不登校、就学等の問題を抱える子どもの適応指導及び自立に向けた相談支援並びに保護者、教職員等に対する教育相談活動を実施するため、安曇野市教育支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

第2条中「安曇野市中間教室」を「支援センター」に改め、同条の表を次のように改める。

名称	位置
安曇野市教育支援センター	安曇野市豊科4289番地 1

同条に次の1項を加える。

2 支援センターに次の教室及び相談室を置く。

- （1） 安曇野市適応指導教室
- （2） 安曇野市教育相談室

第3条を第6条とし、第2条の次に次の3条を加える。

（管理）

第3条 支援センターは、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（事業）

第4条 支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- （1） 不登校児童生徒のための適応指導教室の実施に関する事。
- （2） 市内に住所を有する子ども及び保護者、教職員等への教育相談事業に関する事。
- （3） 前2号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事業に関する事。

（職員）

第5条 支援センターに必要な職員を置く。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年11月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第150号

安曇野市図書館条例の一部を改正する条例

安曇野市図書館条例（平成18年安曇野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「4810番地1」を「4775番地3」に、「2753番地1」を「2750番地1」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の表の改正規定（「4810番地1」を「4775番地3」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

平成27年11月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘